

日本臨床発達心理士会
会員の皆様

資格更新研修会ではありませんが、標題（件名）のシンポジウムが大阪天満橋にある
ドーンセンターで9/(金)の 18:00 から開催されますのでご案内します。
Zoom 視聴もできます。

2022 年の全国大会で職能委員会主催により「臨床発達心理士による子どもと別居親と
の交流支援の可能性」と題する実践セミナーが開催されました。

当時、わが国は単独親権制度でしたが、民法が改正されて本年 5 月に共同親権制に変
わりました。これによって、親が離婚後に子どもは別居親と交流しやすくなるのかど
うかは大いに関心をもたれるところです。

離婚した両親が互いの顔を合わせたくない、別居親に居住地も知らせたくないという
ケースがあることは、従来から変わることがないと思います。したがって、まだ若い
子どもの別居親との交流には、第三者の立場からの支援が必要なことに変わりはありません。
しかし、最初は支援者が介入していても、おおむね中学生くらいになると支
援は不要になります。また、長く続けるうちに、子どもを別居親に託すメリットに同
居親が気づき始めるケースは珍しくありません。

それでは、共同親権への民法改正後に、支援者に必要な心がけはどう変わるのか。法
的な立場からは黒田愛さんや鈴木明子さんからのお話が期待できます。また、長らく
面会交流支援に携わってこられ、士会における上記の実践セミナーでも登壇いただい
た築城由佳さんから具体的な交流の成果などのお話が期待できます（添付:開催概
要）。

お申し込みは下記から。参加費（500 円）の案内もここから。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScBCETXKqTk3bxtbe3u8VbEBNmLroyZu8V5v0ievuDUH7IHya/viewform>

皆様、お忙しいとは存じますが、関心をお持ちの方は奮ってお申し込みください。

職能職域委員会
委員長 鎌田次郎

「ひとり親が理解を深める共同養育シンポジウム」 開催概要 案内

開催日： 2024年9月16日（月・祝）
時間： 13:00～16:00
場所： 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）5階 セミナー室2
参加費： 500円
対象： 一般女性、大学生、高校生、地方議会議員、行政職員、教育関係者、心理関係者
定員： 50人（会場参加）、オンライン参加（ZOOM） アーカイブ配信 無し

開催趣旨

このシンポジウムは、離婚後の共同養育に不安を抱えている方々を対象に、共同親権や共同養育の重要性を理解し、現実的な対応策を共有する場として開催されます。近年、日本においても離婚後の共同親権の導入が議論されており、多くの家庭が新しい法制度に向き合う必要があります。しかし、共同養育には多くの不安や課題が伴い、実際の現場でどのように対応すべきか悩む親たちが増加しています。本シンポジウムでは、共同養育概念の専門家、法律家、そして実際に支援活動を行うNPO法人の代表者が登壇し、それぞれの視点から共同養育の実態と支援のあり方について講演を行います。また、参加者同士の意見交換の場も設け、実際に抱えている不安や課題を共有し、共に解決策を模索する機会を提供いたします。

登壇者と講演概要

築城由佳さん

NPO法人 ハッピーシェアリング代表
大阪府 母子寡婦支援 面会交流支援 指定事業者

築城由佳さんは、離婚別居後の親たちとその子どもたちを支援する「ハッピーシェアリング」の代表として、多く子どもたちと両親の間で葛藤の低下に尽力されてきました。ハッピーシェアリングは、シングルマザーのコミュニティとして始まり、就労支援や面会交流支援、共同養育サポートを提供しています。築城さんの講演では、離婚後の母親がどのようにして自立し、経済的安定を得て心の安定を取り戻していくか、そして面会交流を通じて父親への信頼を回復していく過程が紹介されます。また、子どもたちが本当の気持ちを言える環境を整えるために、両親や支援者がどのように協力すべきかについても議論されます。さらに、共同養育が子どもたちに与えるポジティブな影響と、それを実現するために不可欠な信頼構築やコミュニケーションの重要性についても深く掘り下げられます。築城さんの経験と知見を通じて、共同養育の重要性とその実現に向けた具体的な取り組みが示されることで、多くの人々が新たな視点を得ることが期待されます。

鈴木明子さん

中央大学法学部兼任講師
共同養育支援法 全国連絡会 母の会 アドバイザー兼共同責任者

鈴木明子さんは、共同養育支援法 全国連絡会 母の会の一員として、法的な側面から共同親権の必要性を訴え続けてきました。今回の講演では、2024年5月に参議院法務委員会で提出された共同

親権法案に関する経緯や、同法案が家庭に及ぼす影響について解説します。日本の「縁切り文化」は、家族の断絶や親子の分離を促進してきましたが、これを「縁結び」に転換することが今後の課題です。母親と子どもが引き離される現状は、単独親権制度が一因となっています。今回の民法改正が、この断絶を防ぎ、親子の絆を再び結び直す一歩となることを期待します。親子関係を守るために、法的な制度設計やガイドラインの改善が求められています。また、別居親の心情や他国の事例を参考にしながら、日本における共同親権導入の課題とその解決策を議論します。

黒田愛さん

弁護士 大阪弁護士会所属
公益社団法人 日本仲裁人協会 理事
公益社団法人 民間総合調停センター 理事

黒田愛弁護士は、家族法の改正について講演されます。現行までの日本の単独親権制度と、国際的に一般的な共同親権制度の違いを解説し、日本においても共同親権を導入することの可能性について説明されます。国際結婚における子どもの連れ去りを防止するための「ハーグ条約」の重要性にも触れ、国際的なルールに合わせた制度改革の必要性を強調されます。また、家族法改正が進む中で、日本独自の文化や価値観を尊重しつつ、子どもにとって最善の育成環境を提供するために、他国の制度を参考にした柔軟なアプローチが求められています。黒田弁護士の講演は、家族の在り方や法制度の変革に関心を持つ多くの人々にとって、示唆に富む内容です。

参加方法

本シンポジウムは、会場参加とオンライン参加の両方でご参加いただけます。会場参加の定員は50名ですので、早めの申し込みをお勧めします。オンライン参加の方には、後日 ZOOM の URL とパスワードをお送りいたします。申し込みは、8月末からお知らせする専用 URL からお願いいたします。

シンポジウム終了後には、参加者同士と会場からの質疑を交えて意見交換を行い、共同養育に関する不安や疑問を共有し、共に解決策を模索する場を設けています。この機会に、ぜひ多くの方のご参加をお待ちしております。

お問い合わせや詳細については、「共同親権を求める医師の会」joint-parenting@sanaicom.biz までご連絡ください。

2024
9/16 月祝日

13:00~16:00
参加費：500円/人

ひとり親が理解を深める 共同養育シンポジウム

スピーカー

築城由佳さん

NPO法人ハッピーシェアリング代表
大阪府 母子寡婦支援 面会交流支援 指定事業者

鈴木明子さん

中央大学法学部兼任講師
共同養育支援法 全国連絡会 母の会

黒田愛さん

弁護士 大阪弁護士会所属
公益社団法人 日本仲裁人協会 理事
公益社団法人 民間総合調停センター 理事

【主催】 共同親権を求める医師の会

【定員】 50人

【会場】 大阪府立男女共同参画・青少年センター

(ドンセンター)5 5階 セミナー室2

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目3番49号

・JR東西線「大阪城北詰」駅②号出口より

土佐堀通り沿いに西へ約550m

・京阪「天満橋」駅、Osaka Metro谷町線「天満橋」駅

①号出入口から東へ約350m

【対象】 一般・大学生・高校生・法曹関係者

地方議会議員・行政職員・教育関係者・心理関係者



会場(50人)・オンライン(ZOOM)にて開催

お申込みいただいた方に ZOOM の URL とパスワードをお送りいたします。

※お申込者以外のご視聴は固くお断りいたします。

お問い合わせ先：共同親権を求める医師の会 joint-parenting@sanaicom.biz

お申込み URL：https://forms.gle/hGcxwEA5vkswpBt98

【申込み先リンク】

携帯電話の
ご利用マネーに
ご協力ください

